	組合員の氏名	00 ××			組 合 員 等     記号・番号				
所属	名称	〇〇市			休業のみ申 受けている均				
機関	所 在 地	〇〇市□□町1-	出産予定日を記入してください。						
産前産後休業期間		初日 🛆	年4月	9日	末日	Δ	\ \年7月	15日	
		初 日 (変更後) 年	月 <u>—</u>	日	末 日 (変更後)	2	年 月	日	
	場合は98	日以前42日(多胎妊娠の日)から出産の日後56 日)から出産の日後56  で、産前産後休業を申	日 出産予定日		1	△△年5月20日			
		っている期間を記入して		産	∃	年	月	日	
単胎又は多胎の別 単胎 ・ 多 胎									
上記のとおり、掛金の免除 <del>(免除変更)</del> を申出します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様 △△年△△月△△日									
		申 出 者	住	所	00市口口	]町1-	1		
		1 14 1	氏	名	共済 花子				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 △△年△△月△△日									
		所属機関の長	職	名	〇〇市長				
		/川/南/ 灰  天  Vノ  ズ	氏	名	山口 次	(包)			

- 備考) ・ 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」に あっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - ・ 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日) 以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、 地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - ・ 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業 が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

#### ②実際の出産日が出産予定日より早くなった場合 条例上の産前休暇が42日(6週間)の場合 → 産後休業の末日が変更

	組合員の氏名	00 x	<ul><li>組合員等</li><li>記号・番号</li></ul>	$\triangle \triangle \triangle$					
所属	名 称	〇〇市							
機関	変更前の期間を記	入する   市口口町1-2							
		初日	<b>Δ年4月9日</b> 末 日 <b>ΔΔ年7</b> Δ	月15日					
) <u>-</u>	<b>産前産後休業期間</b>	初日 (変更後) 平成△.	太年4月9日 末 日 (変更後) <b>△△年7 △</b>	月10日					
		変更後	全の日付を記入する △△年5月2	0 目					
	産前産後休業に係る	子の出産年月日	出 産 日 <b>△△年5月1</b>	5日					
	単胎又は多	胎の別	単 胎 · 多 胎						
上記のとおり、掛金の免除 (免除変更) を申出します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様 △△年△△月△△日									
		申出者	住 所 〇〇市□□町1-1						
		тще	氏 名 共済 花子						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 △△年△△月△△日									
		所属機関の長	職 名 〇〇市長						
		// /村/ 及  大  ▽ / 以	氏 名 山口 次郎						

- 備考) ・ 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」に あっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - ・ 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日) 以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、 地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - ・ 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業 が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

#### ③実際の出産日が出産予定日より早くなった場合 条例上の産前休暇が42日(6週間)より長い場合 → 産前休業の初日及び産後休業の末日が変更

	組合員の氏名	00 ××	<b>'</b>	. 合 員 等 l.号・番号	$\triangle\triangle\triangle$ - $\triangle\triangle\triangle\triangle$				
所属	名 称	00市							
機 関	変更前の期間を記	三人する 大口口町1	<b>-</b> 2						
ī	産前産後休業期間	初日	4月9日	末日	△△年7月15日				
<u> </u>		初日(変更後)	4月4日	末 日 (変更後)	△△年7月10日				
	変更後の期間を記		出産予定	日	△△年5月20日				
	産前産後休業に係る	) 子の出産年月日	出産	Ħ	△△年5月15日				
	単胎又は多	5胎の別		単胎	多胎				
	上記のとおり、掛金の免除 (免除変更) を申出します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様								
		申 出 者	住 所	〇〇市口	□町1-1				
		тща	氏 名	共済 花子	2				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 △△年△△月△△日									
		所属機関の長	職 名 氏 名	○○市長	<b>大</b> 自吓				

- 備考) ・ 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」に あっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日) 以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、 地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - ・ 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業 が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

#### ④実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合 … 産後休業の末日が変更

組合員の氏名			00 ××		×		<ul><li>合員等</li><li>号・番号</li></ul>	$\triangle\triangle\triangle$ - $\triangle\triangle\triangle\triangle$
所属	名	称	00#	ĵ				
機関	所	変更前の期 記入する	間を	前□□町1	L — 2			
=	産前産後休業期間	初日	Δ	△年4月	9日	末日	ΔΔ年7月15日	
<u>):</u>	生削生饭	个 <del>果</del> 期间	初日(変更後)	Δ	△年4月	9日	末日(変更後)	△△年7月20日
変更後の日付を記入する 産前産後休業に係る子の出								△△年5月20日
	/		· - m/= 1	7.1.	出	産	3	△△年5月25日
		単胎又は多	胎の別				単胎・	多胎
上記のとおり、掛金の免除 (免除変更) を申出します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様								
申 出 者					住	所	〇〇市口[	□町1-1
т щ а					氏	名	共済 花子	_
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 △△年△△月△△日								
所属機関の長					職	名	〇〇市長	
					氏	名	山口 次	良

- 備考) ・ 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」に あっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - ・ 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日) 以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、 地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - ・ 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業 が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

#### ⑤出産後に初めて掛金免除申出書を提出する場合 ※産前休業期間の掛金が免除されていないため、還付の手続きが必要

組合員の氏名			00 ××				祖 合 員 等 記号・番号					
所属	名	称	001	〇〇市								
機関	所	在 地	○○市□□町1-2									
		初日	ΔΔ	年4月	9日	末日	Δ	△年 7	7月2	0日		
<u> </u>	生 則 産 後	休業期間	初日(変更後)	"		年	月	日				
	場合け981				日				△△年5月20日			
	産前産行		で、産前産 いている期間			産	3	ΔΔ\$	₹5月	2 5 E	I	
単胎又は多胎の別 単胎又は多胎の別 ・ 多 胎												
上記のとおり、掛金の免除 <del>(免除変更)</del> を申出します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様 △△年△△月△△日												
申 出 者					住	所	〇〇市口[	○○市□□町1-1				
			т на п		氏	名	共済 花子					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 △△年△△月△△日												
				所属機関の長	職	名	〇〇市長					
			別商隊関ツ及	氏	名	山口 次	次郎					

- 備考) ・ 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」に あっては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
  - ・ 産前産後休業とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日) 以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、 地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
  - ・ 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業 が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。